

平成30年3月20日

平成30年第1回神奈川県議会定例会

# 県民・スポーツ常任委員会資料

(平成30年3月20日付託分)

県 民 局

議案（平成29年度 条例その他 その4）

- 1 公の施設を利用する権利に関する処分に対する審査請求の概要…………… 1

1 公の施設を利用する権利に関する処分に対する審査請求の概要

(1) 要旨

審査請求人から、公の施設「神奈川県立地球市民かながわプラザ（以下「プラザ」という。）」の指定管理者である公益社団法人青年海外協力協会（以下「協会」という。）が審査請求人に対して口頭で行った入館拒否（以下「本件行為」という。）等の処分について、神奈川県知事に対し、審査請求がされたので、地方自治法第 244 条の 4 第 2 項の規定により議会の意見を求めるため諮問するものである。

(2) 審査請求人

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(3) 処分庁

東京都千代田区一番町23番地 3  
公益社団法人青年海外協力協会

(4) 審査請求年月日

平成 29 年 8 月 4 日

(5) 審査請求の趣旨及び理由

ア 趣旨

審査請求人は、プラザの指定管理者である協会が審査請求人に対して口頭で行った本件行為等の処分を不服として次の審査請求を行った。

- (ア) 平成 29 年 7 月 25 日に協会が審査請求人に対して行った、期限の定めなくプラザの建物に立入りをしてはならないとの決定を取り消せ。（以下「請求その 1」という。）
- (イ) 平成29年 7 月25日に協会が審査請求人に対して行った、プラザの周囲の通行路への通行・立入禁止を直ちに取り消せ。（以下「請求その 2」という。）
- (ウ) 平成29年 7 月25日に協会職員が審査請求人に対して読み上げた(ア)の「決定」の副本又は写しを引き渡せ。（以下「請求その 3」という。）

- (エ) 協会職員に(ア)の「決定」を読み上げるよう指示した者の氏名を文書で回答せよ。(以下「請求その4」という。)
- (オ) プラザ図書館内での審査請求人への連続した犯罪・利用妨害・脅迫に関する被害届を受理しないとの拒否行為を取り消せ。(以下「請求その5」という。)

イ 理由

審査請求人は、すべてに不服であるから、請求その1から請求その5を求める。

(6) 審査請求に対する県の見解

ア 請求その1について

プラザは、神奈川県立地球市民かながわプラザ条例（以下「条例」という。）第2条を設置根拠とし、地方自治法第244条第1項に規定される「公の施設」に該当するが、同条第2項は、正当な理由があれば、住民の利用を拒むことができることを認めている。

また、条例は、同法第244条の2第1項に基づき、プラザの管理に関し必要な事項を定めるとともに、条例に定める以外の管理に関する定めについては、神奈川県立地球市民かながわプラザ条例施行規則（以下「規則」という。）に委任している。さらに、規則第6条では、指定管理者が、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者等について、プラザへの入館を拒否し、又は退館を命ずることができる権限を定めている。

本件行為については、規則第6条に基づき、プラザの利用者である審査請求人に対し、プラザへの入館を拒否したものであり、行政不服審査法第1条第2項で規定する「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」（以下「処分等」という。）に当たる。

本件行為において、協会は、前段に「速やかなる退館を命じる」、後段に「今後の入館を拒絶する」と記載された平成29年7月24日付け通告書と同内容の文言を読み上げたと認められるが、このうち前段に相当する行為は、一時的な事実行為に過ぎず、本件審査請求が行われた時点でその効果は消滅しているため、当該行為についての審査請求は、不服申立ての利益を欠き、不適法である。

通告書後段の「今後の入館を拒絶する」については、継続的にその効果が続く処分であるかのようなのだが、地方自治法第244条第2項は、正当な理由がない限り住民利用は拒んではならないとしており、その正当な理由の有無は、基本的には入館をしようとする都度判断されるべ

きもので、終期を定めずに入館を禁止することは原則として予定されていないと解される。

これにより、通告書後段は、協会が審査請求人に対し、平成29年9月29日付け文書(「神奈川県立地球市民かながわプラザのご利用等について」)により説明しているように、規則第6条に該当するとして行われた一時的な入館拒否を受けて、今後も同条に該当すると判断する状況が発生した場合は、その都度入館を拒否することになる旨を補足的に説明したものに過ぎないと解することが相当である。よって、通告書後段に相当する行為は、継続的に入館を拒否した処分等には当たらないため、当該行為についての審査請求は、処分性が認められず、不適法である。

イ 請求その2について

仮に協会からプラザの周囲の通路への立入りを禁止する旨の発言等があったとしても、これらの通路は指定管理者である協会の管轄区域外であり、立入禁止を行う権限は協会にないため、審査請求の対象となる処分等に該当せず、処分不存在により不適法である。

ウ 請求その3及びその4について

これらの請求の根拠となる法令の規定が明らかでなく、また、行政不服審査法上、知事が処分庁に対し一定の処分を義務付けることは認められていないため、審査請求の対象にはならず、不適法である。

エ 請求その5について

仮に協会が被害届を受理しないとの拒否行為があったとしても、当該行為は、一般に、国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務に直接的な効果を及ぼす行為とはいえ、審査請求の対象となる処分等とはなり得ないため、不適法である。

以上により、請求その1から請求その5までのいずれの請求も不適法であるから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、却下すべきである。

## 参考

### ○行政不服審査法（抄）（平成26年6月13日号外法律第68号）

（目的等）

第1条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

2 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

第45条 処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不合法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 審査請求に係る処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決の主文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

### ○地方自治法（抄）（昭和22年4月17日法律第67号）

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 【略】

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6～11 【略】

（公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求）

第244条の4 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用

する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問があつた日から 20 日以内に意見を述べなければならない。

#### ○神奈川県立地球市民かながわプラザ条例（抄）（平成9年10月17日条例第37号）

（趣旨）

第1条 この条例は、神奈川県立地球市民かながわプラザの設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 子供の豊かな感性をはぐくむとともに、県民の国際的理解並びに国際平和及び地球的規模の課題への認識を深めることにより地域から行動する意識を高め、併せて国際交流活動及び国際協力活動を支援するための施設として、神奈川県立地球市民かながわプラザ（以下「プラザ」という。）を横浜市栄区小菅ケ谷一丁目2番1号に設置する。

（指定管理者による管理）

第3条 プラザの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（1）プラザの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

（2）プラザの利用の承認及び利用承認の取消し等に関する業務

（3）プラザの利用の促進に関する業務

（4）前条に定める設置の目的を達成するための事業の実施に関する業務

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、プラザの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

#### ○神奈川県立地球市民かながわプラザ条例施行規則（抄）（平成9年10月31日規則第105号）

（入館の制限）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者には、プラザへの入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

（1）他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者

（2）その他管理上支障があると認められる者

